

食品リサイクル法の 準備は出来ていますか

食品リサイクル法とは

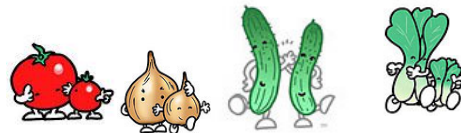
- ① 食品関連事業者は平成 24 年度までに生ゴミの 40%~85%をリサイクルすることを義務付けられました。
- ② 生ゴミの発生量、リサイクル利用について毎年 6 月末までに国へ定期報告します。虚偽報告事業者は公表されます。
- ③ 実施状況を毎年、農水省から抜き打ちで調査されます。



マジックバイオくん[®]



当社が推薦するバイオ式生ごみ処理機は、自然循環作用を利用した安全かつ高性能。全国のスーパー、社員食堂、病院、学校、自治会などで使用され多くの信頼を得ています。
リースがご利用いただけます。



これで決まり

まずは御相談ください。資料請求や御相談は

武部機械リース株式会社 環境事業部

石川県羽咋郡宝達志水町北川尻六-136

TEL (0767) 28-2567 FAX (0767) 28-2045

<http://www.eco.takebekikai.jp/> E-mail: post@takebekikai.jp